

## 合意書

久保田花子（以下、「甲」という。）と久保田誠（以下、「乙」という。）は、次のとおり合意する。

### （別居の確認）

第1条 甲は、平成29年11月30日限り現住居より退去し、同日から1年間乙と別居する。

2 前項の期間中、甲と乙は、相互の夫婦生活のあり方を熟慮検討する。

3 第1項の期間経過後、甲と乙は、速やかに婚姻の継続あるいは離婚について協議する。

### （婚姻費用）

第2条 乙は甲に対し、別居期間中の婚姻費用として、平成29年12月から当事者双方が同居又は婚姻を解消する月まで、金8万円を毎月末日限り、甲の指定する下記口座に振込むものとする。但し、当該金融機関が休日の場合は翌営業日とし、振込手数料は乙が負担する。

### 記

振込み口座 ○○銀行○○支店

口座番号 普通預金 \*\*\*\* \* \* \* \*

口座名義人 クボタハナコ

### （子の監護養育）

第3条 当事者間の長男太郎（平成10年10月10日生）の監護養育は、乙の両親及び乙が行う。

### （面会交流）

第4条 乙は、甲が長男太郎と、月2回程度面会交流することを認める。その具体的な日時、場所、方法等については、この福祉を尊重し、当事者双方が協議して定める。

### （清算条項）

第5条 甲及び乙は、本件に関し、本合意書に定めるほかには、甲乙間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

本合意成立の証として本合意書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各1通保有する。

平成29年11月10日

(甲)

住所 岩手県紫波郡紫波町高水寺字中田〇番地〇〇

氏名 久保田 花子



(乙)

住所 岩手県紫波郡紫波町高水寺字中田〇番地〇〇

氏名 久保田 誠

